

道路運送法

1. 案内情報

手続名：

道路運送に関する団体の届出

手続根拠：

道路運送法第92条

手続対象者：

道路運送事業者その他の自動車を使用する者が次に掲げる事業の全部又は一部を行うことを目的として組織する団体

a) 構成員の行う道路運送に関する指導、調査及び研究

b) 構成員の行う道路運送に必要な物資の共同購入、共同設備の設置その他構成員の行う道路運送に関する共同施設

c) 構成員に対する道路運送に関し必要な資金の貸付け（手形の割引を含む）及び構成員のためにするその借入れ

d) 構成員の道路運送に関する債務の保証

e) 構成員の行う道路運送に関し必要な資金の融通のあつ旋

f) 構成員の行う道路運送の用に供する物資の購入のあつ旋

g) 団体としての意見の公表又は適当な行政庁に対する申出

h) この法律の規定により構成員が提出する報告書等の取りまとめ

i) 前号に掲げるもののほか、行政庁が構成員に対して発する通知の構成員への伝達その他行政庁の行うこの法律の施行のためにする措置に対する協力

j) この法律の違反行為の予防

提出時期：

団体の成立の日から30日以内

提出方法：

団体成立届出書及び必要書類を添付して、当該事案を管轄する陸運支局長に提出して下さい。

手数料：

なし

添付種類・部数：

道路運送法施行規則第61条第2項

申請書様式：

道路運送法施行規則第61条第1項

記載要領・記載例：

提出先となる陸運支局輸送（貨物）課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先：

各地方運輸局陸運支局輸送（貨物）課

沖縄総合事務局沖縄陸運事務所輸送課

受付時間：

提出先にお問い合わせ下さい

相談窓口：

提出先